

人権救済申立事件

山形県弁護士会 2023年6月6日受付第●●●号

申立人 X

相手方 山形刑務所長

勸告書

2025年11月18日

相手方 山形刑務所長 土屋文男 殿

法務大臣 平口洋 殿

東北矯正管区長 小林万洋 殿

山形県弁護士会

会長 伊藤陽介

同人権擁護委員会

委員長 五十嵐 幸 弘

当会は、2023年6月6日、X氏を申立人とし山形刑務所長を相手方とする人権救済の申立てを受け付けた。

当会人権擁護委員会（以下単に「委員会」という。）が本件申立ての内容につき調査した結果、当会は、山形刑務所長、法務大臣及び東北矯正管区長に対し、以下のとおり勧告する。

目次

第1	主文	2
第2	理由	2
1	事案の概要	2
2	委員会がした調査の概要	2
3	前提事実（争いのない事実及び証拠上認定できる事実）	3
4	関係法令等	5
5	争点及び当事者の主張	8
6	委員会の判断	9
(1)	カトリック信仰を有する個人にとっての洗礼及び聖体拝領の重要性等	9
(2)	対象が委員会の判断になじむものであること	10
(3)	申立人が山形刑務所内において実施される洗礼式に参加してカトリックの洗礼を受ける自由を侵害されたこと	10
(4)	申立人が儀式において聖体拝領を受ける自由を侵害されたこと	14
7	結論	18
8	付言事項	18

第 1 主文

- 1 当会は、山形刑務所の前所長であったYが申立人に対してした以下の各行為がいずれも申立人の信教の自由（日本国憲法20条1項前段外）を侵害したものであることを確認する。
 - (1) 2023年5月、カトリックの信仰を有する申立人に対し、山形刑務所内において洗礼式を実施し参加することへの許可の願出を正当な理由なく許可しなかった行為。
 - (2) 2023年11月、山形刑務所内にて開催された洗礼式の際、宗教家の持参した「ホスチア」（聖体拝領のためのパン）やジュースが受刑者に対する食料品の差入れに当たると判断し、立会職員をして、申立人にそれらの飲食を禁じさせ、もって聖体拝領を妨害した行為。
- 2 当会は、山形刑務所長、法務大臣及び東北矯正管区長に対し、今後、刑事施設被収容者が洗礼その他個人の信仰にとって重要な事項の願出をしたときは正当な理由なく願出を拒絶することのないよう、また、刑事施設被収容者の信教の自由特に配慮し、信仰との関連性を慎重に考慮して、宗教上の儀式をみだりに妨害することのないよう、勧告する。

第 2 理由

1 事案の概要

- (1) 本件は、山形刑務所に在所中の受刑者である申立人がカトリックの真摯な信仰を有するに至り、2022年度中から、山形刑務所内において洗礼式を実施し参加することへの許可を願い出、その準備が進められていたにもかかわらず、2023年4月に山形刑務所長となった法務事務官矯正監・Y（以下「前所長」という。）が申立人に対し、同年5月、申立人の願出を具体的な理由を明らかにすることなく不許可とし、その後、突如方針を変更して、申立人の願出を具体的な理由を明らかにせずに許可したという事案である。
- (2) また、本件では、前所長が同年11月、同所内にて開催された洗礼式において、宗教家の持参した「ホスチア」（聖体拝領のためのパン）やジュースが受刑者に対する食料品・飲料の差入れに当たると判断し、立会職員をして、申立人にそれらの飲食を禁じさせ、もって聖体拝領を妨害したことも問題となっている。
- (3) 申立人は、当会对し、前所長の各行為（前記(1)(2)）が自らの信仰の自由を侵害するとして、人権救済措置を執るよう求めている。

2 委員会がした調査の概要

2023年	6月	6日	申立て受付
	7月	6日	イエズス会社会司牧センター職員の面談聴取
	11月	27日	申立人の面談聴取
	12月	4日	山形刑務所長宛質問書発出
	12月	6日	カトリック山形教会司祭の面談聴取、書証（申立

人との書信写、洗礼証明書写等）受領

1 2 月 1 4 日 申立人からの来信（1 1 月 2 7 日供述の一部訂正）
1 2 月 2 8 日 前所長の回答書受領
2 0 2 4 年 7 月 3 1 日 福島瑞穂参議院議員宛質問書発出
8 月 6 日 同議員の回答書受領
1 2 月 1 0 日 山形刑務所長宛再質問書発出
2 0 2 5 年 1 月 1 0 日 現所長の回答書受領
法令等調査
1 0 月 1 8 日 調査終結

3 前提事実（争いのない事実及び証拠上認定できる事実）

- (1) 申立人は、1 9 4 4（昭和1 9）年9 月生の男性で、2 0 2 3 年5 月当時満7 8 歳であった者であり、現に山形刑務所において有期懲役の刑に服している。

なお、申立人には、本件当時から現在に至るまで、宗教上の儀式行事への参加を停止される事由となるような、閉居罰の執行を受けた事実は存在しない。

- (2) 山形刑務所では、キリスト教の宗教教誨を担当するのがプロテスタント系2 教派のみで、カトリックの教誨師は登録されていない。
- (3) 2 0 2 2 年度当時の山形刑務所長であったA（以下「前々所長」という。）は、2 0 2 2 年6 月、同所在所中であった他の無期懲役刑の受刑者に対し、カトリックの個人教誨（洗礼式の実施及び参加）を許可したことがある（以下「先例」という。）。)

- (4) 申立人は、山形刑務所においてキリスト教の集団教誨に参加する内、カトリックの個人教誨（受洗）を希望するようになり、2 0 2 1 年1 0 月、アムネスティ・インターナショナル事務局宛、その旨の信書を送付した。

その結果、イエズス会社会司牧センター職員が中心となって、1 年以上の期間にわたり、申立人の洗礼に向けた準備として、カトリックの個人教誨がなされた。

具体的には、カトリック山形教会司祭が申立人との間で複数回にわたって信書の交信をしたのに加え、1 か月に1 回程度山形刑務所を訪れ、申立人のために個人教誨をし、申立人の信仰が真摯なものであることを確認していた。

また、カトリック新潟教区司教が前々所長に対し、カトリック教会における洗礼の重要性及び必要性を説明の上、申立人のため山形刑務所内において洗礼式を実施し、同人の参加を許可するよう求める信書を送付したこともあった。

- (5) 申立人は、前々所長に対し、2 0 2 3 年3 月、先例（前記(3)）に則って、「個人教誨希望願」と題する書面を提出し、2 0 2 3 年4 月2 1 日（金）に洗礼式を実施し、これに申立人が参加することへの許可を願い出た。

- (6) 2023年4月1日法務省人事の発令により、前々所長に代わって前所長が山形刑務所長の職に就いた。
- (7) 申立人は、当初洗礼式の実施日として予定されていた2023年4月21日（金）当日になって、カトリック山形教会司祭及びイエズス会社会司牧センター職員の来訪面会を受け、そこで初めて、前所長が宗教家に対し、洗礼式の実施日時を同年5月15日（月）午前10時に延期する旨の告知を寄せ、延期の理由が告げられなかった旨の話を聞いた。
- (8) その後、申立人は、2023年5月12日（金）午前、前所長の意を受け訪室した山形刑務所分類教育部上席統括矯正処遇官（女性）から、「あなたが3月出された個人教誨の願い出は、不許可となりました。」とのみ告知を受けた。具体的な不許可理由の告知はなされなかった。
- (9) 本件（前記(7)(8)）を受け、福島瑞穂参議院議員は、法務省矯正局に対し、2023年6月21日（水）、「本年5月に、山形刑務所の受刑者がキリスト教に入信する（洗礼を受ける）予定だったが、刑務所当局により、直前にその洗礼許可が取り消されたとの情報を受け取った。この件について…質問する。」として、事実の有無を照会する質問書を送付した。
- これに対し、法務省矯正局は、2023年7月7日発「受刑者の洗礼等」において、「個別の事案については、お答えを差し控えさせていただく」と回答するのみであった。
- (10) 他方、申立人は、2023年7月、カトリック山形教会司祭の来訪面会を受け、その場で、前所長が宗教家に対し、同月初旬、申立人の個人教誨許可願（洗礼式の実施及び参加）を一転して許可する方針を知らせた旨、方針変更の理由がやはり告げられなかった旨の話を聞いた。
- この方針変更に関し、現所長は、委員会の再質問に対する回答において、前所長が「令和5年6月下旬頃に法務省矯正局及び仙台矯正管区から指導を受け」、「本件指導を踏まえ、再度、検討した」結果であることを自認している。
- (11) その後、申立人は、前所長に対し、2023年9月1日（金）になって個人教誨の願箋を再度提出し、2023年11月20日（月）に洗礼式を実施し、申立人が参加することへの許可を改めて願い出、これが許可された。
- これに関し、現所長は、委員会の再質問に対する回答において、山形刑務所では「申立人以外の受刑者1名に洗礼を実施した令和4年6月頃から、申立人が洗礼を希望する旨の出願をした令和5年9月1日までの間、同種出願があったのは申立人のみである」ことを自認している。
- (12) 2023年11月20日（月）、山形刑務所内の教誨室において、カトリック山形教会司祭の司式の下、洗礼式が実施された。申立人を始め、山形刑務所立会職員、複数の宗教家らがこれに参加した。
- 洗礼式の中でなされる聖体拝領の儀式に関し、山形刑務所立会職員は、申立人に対し、洗礼式が開始される前、宗教家が持ち込んだ「ホスチア」（聖体拝領のためのパン）や飲み物は飲食のそぶりをするに留めよ、実際

に口にしてはいけないなどと指示して、その飲食を禁じた。そのため、申立人は、聖体拝領の儀式において飲食のそぶりをさせられたのみであった。

4 関係法令等

(委員会が表記を横書とし、漢数字を洋数字に改めた。)

(1) 日本国憲法(昭和21年憲法)抄

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第20条① 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

(2) 市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)(昭和54年条約第7号)抄

第18条① すべての者は、思想、良心及び宗教の自由についての権利を有する。この権利には、自ら選択する宗教又は信念を受け入れ又は有する自由並びに、単独で又は他の者と共同して及び公に又は私的に、礼拝、儀式、行事及び教導によってその宗教又は信念を表明する自由を含む。

(2項略)

③ 宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であつて公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課することができる。

(4項略)

(3) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)抄

(自弁の物品の使用等)

第41条① 刑事施設の長は、受刑者が、次に掲げる物品(次条第1項各号に掲げる物品を除く。次項において同じ。)について、自弁のものを使用し、又は摂取したい旨の申出をした場合において、その者の処遇上適当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、これを許すことができる。

(1号、3号～5号略)

2 食料品及び飲料

(2項略)

(金品の検査)

第44条 刑事施設の職員は、次に掲げる金品について、検査を行うことができる。

(1号・2号略)

3 被収容者に交付するため当該被収容者以外の者が刑事施設に持参し、又は送付した現金及び物品

(収容時の所持物品等の処分)

第45条① (柱書略)

- 1 保管に不便なものであるとき。
- 2 腐敗し、又は滅失するおそれがあるものであるとき。
- 3 危険を生ずるおそれがあるものであるとき。 (2項略)

(差入物の引取り等)

第46条① 刑事施設の長は、第44条第3号に掲げる現金又は物品が次の各号のいずれかに該当するときは、その現金又は物品を持参し、又は送付した者(以下「差入人」という。)に対し、その引取りを求めるものとする。

- 1 被収容者に交付することにより、刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがあるものであるとき。
- 2 交付の相手方が受刑者であり、かつ、差入人が親族以外の者である場合において、その受刑者に交付することにより、その矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるものであるとき。(3号4号略)
- 5 自弁により使用し、若しくは摂取することができることとされる物品又は釈放の際に必要と認められる物品(以下「自弁物品等」という。)以外の物品であるとき。
- 6 前条第1項各号のいずれかに該当する物品であるとき。

(2項～7項略)

(物品の引渡し及び領置)

第47条① 次に掲げる物品のうち、この法律の規定により被収容者が使用し、又は摂取することができるものは、被収容者に引き渡す。

(1号略)

- 2 第44条第3号に掲げる物品であって、前条第1項各号のいずれにも該当しないもの(被収容者が交付を受けることを拒んだ物品を除く。)

(2項略)

(差入れ等に関する制限)

第51条 刑事施設の長は、この節に定めるもののほか、法務省令で定めるところにより、差入人による被収容者に対する金品の交付及び被収容者による自弁物品等の購入について、刑事施設の管理運営上必要な制限をすることができる。

(一人で行う宗教上の行為)

第67条 被収容者が一人で行う礼拝その他の宗教上の行為は、これを禁止し、又は制限してはならない。ただし、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は、この限りでない。

(宗教上の儀式行事及び教誨)

第68条① 刑事施設の長は、被収容者が宗教家(民間の篤志家に限る。以下この項において同じ。)の行う宗教上の儀式行事に参加し、又は宗教家の行う宗教上の教誨を受けることができる機会を設けるように努め

なければならない。

- ② 刑事施設の長は、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合には、被収容者に前項に規定する儀式行事に参加させず、又は同項に規定する教誨を受けさせないことができる。

(刑事施設の規律及び秩序)

第73条① 刑事施設の規律及び秩序は、適正に維持されなければならない。

- ② 前項の目的を達成するため執る措置は、被収容者の収容を確保し、並びにその処遇のための適切な環境及びその安全かつ平穏な共同生活を維持するため必要な限度を超えてはならない。

- (4) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号）抄

(受刑者の自弁の物品の使用等)

第15条① 受刑者には、法第41条第1項各号に掲げる物品（法第42条第1項各号に掲げる物品を除く。以下この条及び次条において同じ。）について、この条の定めるところにより、必要な数量の範囲内で、自弁のものの使用又は摂取を許すことができるものとする。（2項以下略）

(差入れ等に関する制限)

第21条 法第51条の規定による被収容者に対する金品の交付及び被収容者による自弁物品等の購入についての制限は、次に掲げる制限をすることにより行うことができるものとする。

- 1 次のイ又はロに掲げる事項についての制限

- イ 被収容者に対する金品の交付の申出及び被収容者による自弁物品等の購入の申請の日及び時間帯

- ロ 一人の者が一定の期間内に一人の被収容者に交付する物品の種類ごとの数量及び被収容者が一定の期間内に購入する自弁物品等の種類ごとの数量

- 2 被収容者に交付しようとする物品又は被収容者が購入しようとする自弁物品等であって、刑事施設の長が定める種類のものについて、刑事施設の長が指定する事業者から購入するものに制限すること。

- (5) 宗教上の儀式行事及び教誨に関する訓令（平成20年3月26日付け法務省矯成訓第1947号大臣訓令、平成30年12月28日矯正訓第5号による改正後のもの）抄

(趣旨)

第1条 この訓令は、刑事施設、労役場及び監置場、少年院、少年鑑別所並びに婦人補導院（以下「施設」という。）において民間の篤志家である宗教家（以下「教誨師」という。）の行う宗教上の儀式行事及び教誨に関し、必要な事項を定めるものとする。

(教誨師の招へい)

第2条① 施設の長は、被収容者が宗教上の儀式行事に参加し、又は宗教

上の教誨を受けることを希望した場合には、その希望する宗教宗派に所属する教誨師を招へいし、被収容者が宗教上の儀式行事に参加し、又は宗教上の教誨を受ける機会を設けるように努めるものとする。（２項略）（宗教上の儀式行事及び教誨の実施への協力）

第４条 施設の長は、宗教上の儀式行事及び教誨の円滑な実施のため、次に掲げる措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 教誨師から要請があった場合その他特に必要と認める場合を除き、個別の宗教上の教誨について、職員による立会いを行わないこと。
- (2) 教誨師に対しては、必要に応じて、事前に、宗教上の儀式行事に参加し、又は宗教上の教誨を受けることを予定している被収容者の人数及び氏名その他宗教上の儀式行事又は教誨を行うために必要な情報を提供すること。
- (3) 宗教上の儀式行事及び教誨の実施に当たっては、あらかじめ被収容者に対し、参加希望の有無を確認すること。

５ 争点及び当事者の主張

- (1) （争点１）前所長が申立人に対し、２０２３年５月、洗礼の実施及び参加の願出を具体的な理由を明らかにせず不許可とした行為は、正当な理由を欠き、申立人の信教の自由を侵害しないか。

《前所長が委員会の質問に寄せた回答１》

当初の「個人教誨（洗礼）を不許可とした理由」は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下単に「法」という。）６８条２項に定める「管理運営上支障を生ずるおそれがあると判断したためであって、規律及び秩序の維持を理由としたものではない。」「申立人に対し、洗礼を実施しない理由等は説明していない。」。

その後、前所長が突如方針を変更し、申立人の再願出を許可したのは、「申立人から再度、洗礼の実施を希望する旨の出願があり、再検討した結果である。」「申立人の改善更生の意欲の喚起に資すると思料したため、許可すべきものとした。」「申立人が再度提出した願箋に、カトリックへの信仰の強さなどの事情が記載されていたことが主な理由である。」。不許可の際と同様に「理由は告知していない。」。

《現所長が委員会の質問に寄せた回答２》

前所長が当初の個人教誨（洗礼）を不許可とした具体的理由については、前所長が「…申立人の洗礼を許可した場合、これが他の受刑者に伝播することは避けられず、信仰心が希薄である者が模倣した場合であっても許可せざるを得なくなり、職員による立会い等により同刑務所の限られた人的能力を圧迫するなど、管理運営上支障を生ずるおそれがあると判断したものである。」

また、前所長が突如方針を変更したことについて、「令和５年６月下旬頃に法務省矯正局及び仙台矯正管区から指導…を受けた経緯はある。」。

前所長は、当該「指導を踏まえ、再度、検討したものである。」。

そして、前所長が申立人の再願出を許可した具体的理由については、前所長が「上記管理運営上の支障のおそれが認められるものの、申立人以外の受刑者1名に洗礼を実施した令和4年6月頃から、申立人が洗礼を希望する旨の出願をした令和5年9月1日までの間、同種出願があったのは申立人のみであるから、同支障のおそれが大きいものとまではいえず、申立人のカトリックへの信仰の強さなどの事情等を特に考慮し、再度、検討した結果、洗礼を受けさせることが申立人の処遇上有益であると判断したためである。」。

- (2) (争点2) 前所長が2023年11月、同所内にて開催された洗礼式の際、宗教家の持参した「ホスチア」（聖体拝領のためのパン）や飲料が受刑者に対する食料品の差入れに当たると判断し、立会職員をして、申立人にそれらの飲食を禁じさせた行為は、正当な理由を欠き、申立人の信教の自由を侵害しないか。

《前所長が委員会の質問に寄せた回答1》

「申立人に対し、ホスチアと呼ばれる円形の薄いパン等を食べることを認めなかったことは事実である。」。その根拠は「…法第68条第2項である。」。

《現所長が委員会の質問に寄せた回答2》

前所長が法「第46条、第51条等の規定に基づき判断した。」。

6 委員会の判断

(1) カトリック信仰を有する個人にとっての洗礼及び聖体拝領の重要性等

ア 日本国憲法20条を始め法律にいう宗教とは、「超自然的、超人間的本質（すなわち絶対者、造物主、至高の存在等、なかなづく神、仏、霊等）の存在を確信し、畏敬崇拝する心情と行為」をいい、個人的宗教たると集团的宗教たると、自然的宗教たると創唱的宗教たるとを問わず、これらすべてを包含するものと解される【名古屋高判昭和46年5月14日民集31巻4号616頁参照】。

カトリックは、三位一体の神の存在を確信し畏敬崇拝する心情と行為を有する。また、カトリック教会は、カトリック信徒の教団で、キリスト教の最大の教派である。したがって、カトリックが宗教学上はもとより、法律上も宗教に当たること、カトリック教会が宗教団体に当たすることは異論がない。

イ カトリックにおいて、洗礼とは、入信に際し行われる第一の秘跡（サクラメント）とされる。受洗者は、キリストの死の内に沈められ、キリストとともに「新しく創造された者」（コリントの信徒への手紙Ⅱ-5-17）として復活し、新たに生まれる。ゆえに、洗礼の秘跡は、諸秘跡の入口であって、入信のため必要不可欠な儀礼とされる。

ウ また、カトリックにおいて、聖体の秘跡（聖体拝領）とは、イエスが

使徒たちに対し、過越の会食（最後の晩餐）において、自らのからだとしてパンを、自らの血としてぶどう酒を分け与え、自らの犠牲と復活の記念を定めたことに由来する（コリントの信徒への手紙Ⅰ－１１－２３～同２６、ルカによる福音書２２－１９～同２０）。信者は、ミサにおいて聖体であるパン等を拝領し口にすることで、キリスト及び教会との一致を強め、かつ、洗礼等の際に受けた命を維持するものとされる。ゆえに、聖体の秘跡（聖体拝領）は、信徒の信仰確認のため必要不可欠な儀礼とされる。

【以上イウにつき、『カトリック教会のカテキズム要約（コンペンディウム）』（カトリック中央協議会、２０１０年）１４７頁～１６４頁をも参照】。

エ よって、洗礼及び聖体拝領は、いずれもカトリック信仰を有する個人にとっては、信仰によって自己を実現して尊厳ある生きかた（日本国憲法１３条前段）を図ることと密接不可分に関わる重要な事項と解される。

(2) 対象が委員会の判断になじむものであること

無論、委員会は、宗教的中立性の観点から、カトリックの信仰内容の当否を判断することはしないし、できるものでもない。

他方、洗礼を受けること及び聖体を拝領することがカトリックの信仰を有する個人にとってどのような意味を有するか、個人の尊厳ある生きかた（憲法１３条前段）に関わるかどうかは、世俗の問題であって、信仰の内容に立ち入ることなく外形上判断可能な事項である。

したがって、委員会は、以下において判断を進める。

(3) 申立人が山形刑務所内において実施される洗礼式に参加してカトリックの洗礼を受ける自由を侵害されたこと

ア 日本国憲法２０条１項前段にいう個人の「信教の自由」の保障範囲には、①内心における宗教上の信仰の自由に加え、②礼拝、祈祷その他の宗教上の行為を、祝典、儀式、行事を行い（若しくはこれらに参加し）、又はこれらの行為をしない自由〔宗教的行為の自由〕及び③信仰を同じくする者が宗教団体に加入し（若しくは新たに宗教団体を設立して活動し）、又はこれらの行為をしない自由〔宗教上の結社の自由〕が含まれる。また、国際人権水準である自由権規約１８条１項にいう個人の「宗教の自由」も同様に解される。

宗教は、通常、内心の信仰（①）にとどまらず、外部的行為（②③）を伴うものであるから、外部的行為が他者の権利利益や社会に具体的害悪を及ぼす場合には、国家による規制の対象となり得る。しかし、そのような場合にも、当該行為のもたらす害悪ではなくその基にある信仰それ自体を悪として当該行為を規制することは許されない。また、外部的行為は内心の信仰とも密接不可分の関係にあるから、宗教に対して中立的な規制であっても、その適用に当たっては、信教の自由の侵害にわたらないよう慎重な配慮が要求される。

イ　ところで、カトリック信者にとって、洗礼は、前記(1)イのとおり、入信のため必要不可欠な儀礼であり、個人の信仰を実現して尊厳ある生きかた（日本国憲法13条前段）を図ることと密接に関わる重要な事項である。

また、刑事施設被収容者（以下単に「被収容者」という。）は、拘禁の目的や刑事施設管理の目的を達するため身体を刑事施設内に留め置かれ、人身の自由に制約を受ける立場にある一方、収容されていない人々と同様、当然に基本的人権を享有する主体である【最大判昭和45年9月16日民集24巻10号1410頁、最大判昭和58年6月22日民集37巻5号793頁参照】。

そして、被収容者は、移動の制限から、自らの意思により教会に赴いて宗教上の儀式に参加することができない。高齢の場合、存命中に出所して儀式に参加できるかどうかは定かでない。ゆえに、被収容者が真摯にカトリックの信仰を抱き入信を希望するに至る場合、刑事施設内において個人教誨として実施される洗礼式に参加し、洗礼を受けるほか手段がないのが通常である。

したがって、被収容者が内心においてカトリックの信仰を持つこと（内心の信仰）に止まらず、その外部的発露として、刑事施設内で実施される洗礼式に参加し、洗礼を受けてカトリックの信徒となる自由（宗教的行為の自由、宗教上の結社の自由）は、信教の自由（憲法20条1項）の一内容として保障される。また、国際人権水準においても、これらが「宗教の自由」（自由権規約18条1項）の保障内容に含まれることは明白である。

ウ　刑事施設において、被収容者の市民的自由に対する制限が必要かつ合理的なものとして是認されるかどうかは、その目的のため制限が必要とされる程度と、制限される自由の内容及び性質、これに加えられる具体的制限の態様及び程度等を衡量して決すべきものと解される【前掲最大判昭和45年9月16日外参照】。

被収容者が刑事施設内で実施される洗礼式に参加し、洗礼を受けてカトリックの信徒となることは、拘禁の目的や刑事施設管理の目的との関係（収容施設の人的・物理環境や保安上の要請）によって一定の制約を受け得る。しかし、洗礼を受けてカトリックの信徒となることが個人の信仰の核心に関わる重要な事項である上、前記イのとおり、被収容者が真摯にカトリックの信仰を抱き入信を希望する場合、刑事施設内において実施される洗礼式に参加し、洗礼を受けるほか手段がないのが通常であるため、これを制限すれば、存命中に洗礼を受けてカトリックの信徒となる機会そのものを奪ってしまうことに繋がる。

よって、被収容者が刑事施設内で実施される洗礼式に参加し、洗礼を受けてカトリックの信徒となる自由への制約は、宗教家への暴行、不当な便宜供与の依頼、他の被収容者への伝言依頼等、刑事施設の規律及び秩

序の維持その他管理運営上支障を生ずる具体的な蓋然性があると十分な根拠に基づいて認められ、そのため願出を制限することが必要かつ合理的であると認められる場合に限り、例外的に許容されるに止まると解すべきである。

この点、受刑者の外部交通（信書発受）の事案ではあるが、最高裁判所も、最判平成18年3月23日集民219巻947頁外において、「憲法21条の規定の趣旨、目的」に鑑み、受刑者の信書発受の権利が憲法上保障されることを前提に、権利制約の根拠・限界を画する判断枠組みを定立しており、その意義は大きい。他方、前掲最大判昭和58年6月22日と同様、権利制約事由につき障害発生の「相当の蓋然性」で足りるとした点では、判断枠組みに曖昧さを残している。権利制約事由については、障害発生の具体的な蓋然性があると十分な根拠に基づき認められることを求め、基準を明確にしておくべきである。

エ 法68条1項は、被収容者の基本的人権を具体化し、被収容者が宗教家の行う宗教上の儀式行事に参加し、又は宗教家の行う宗教上の教誨を受けることに関し、刑事施設の長に「機会を設けるよう努めなければならない」と定めている。

他方、法68条2項は、刑事施設の長に、「刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合」には、参加等の制限をなし得るものと定め、参加等の制限いかんを刑事施設の長の裁量に委ねている。したがって、刑事施設の長が被収容者に対してした参加等の制限については、社会通念上著しく妥当を欠き、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したと認められる場合に、法68条2項の要件を欠き違法となるものと解される。

しかし、同要件該当性の判断過程における考慮事項審査に関し、立法担当者自身、被収容者への制限が許容される具体例として、「対立する暴力団組員同士を同席させることにより、被収容者間で暴力事案の発生などのトラブルが起こるおそれがある場合、希望する参加者が多数であって儀式行事等を執り行う場所に入りきれない場合など」を掲げる【林眞琴外『逐条解説刑事収容施設法』第3版（有斐閣、2017年）286頁】。これは、管理運営への支障に関し、抽象的なものでは足りず、具体的な蓋然性があると客観的に認められ願出の制限が必要かつ合理的であると認められるような場合に限定されることを端的に示すものである。

したがって、宗教家への暴行、不当な便宜供与の依頼、他の被収容者への伝言依頼等、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずる具体的な蓋然性があると十分な根拠に基づいて認められ、そのため願出を制限することが必要かつ合理的であると認められる場合でなければ、刑事施設の長の判断は、社会通念上著しく妥当を欠き、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものと認められ、法68条2項の制限要件を充たさない。

そして、刑事施設の長が法６８条２項の要件を充たさないのに、被収容者の願出を拒絶する行為は、違法であって、被収容者の人権（刑事施設内で実施される洗礼式に参加し、洗礼を受けてカトリックの信徒となる自由）を侵害することとなる。

オ 本件において、前所長は、申立人が真摯な信仰態度を有したこと自体は、特に争っていない。洗礼がカトリックの信仰において欠くことのできない儀礼であり、個人の人格の尊厳と深い結びつきを有することからすれば、法６８条２項の要件該当性の判断過程において、これを重視すべきであることは疑いない。また、申立人には、宗教上の儀式行事への参加を停止される事由となるような、閉居罰の執行を受けた事実はない。これらの事情が考慮されるべきであったことは確かである。

他方、前所長は、同人に洗礼を許可した場合、「これが他の受刑者に伝播することは避けられず、信仰心が希薄である者が模倣した場合であっても許可せざるを得なくなり、職員による立会い等により同刑務所の限られた人的能力を圧迫するなどの理由から、管理運営上支障を生ずるおそれがあると判断した」などと、管理運営上の支障が存在し、これを考慮したなどと主張している。しかし、現所長が自認しているとおり、山形刑務所においては、令和４年６月の先例から令和５年９月１日までの間、同種の出願があったのは申立人のみ１件に止まったのであるから、２０２３年５月不許可の当時、「信仰心が希薄である者が模倣」する可能性、許可に伴う「職員による立会い等により同刑務所の限られた人的能力を圧迫する」可能性は、いずれも抽象論の域を出ず、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずる具体的な蓋然性があると十分な根拠に基づいて認められたものでなかったことが明らかである。このことは、法務省矯正局及び仙台矯正管区が前所長に対し、２０２３年６月、福島瑞穂参議院議員の質問を受けた後直ちに是正指導をしたこと、前所長が是正指導を受けた後「上記管理運営上の支障のおそれが認められるものの、…同支障のおそれが大きいものとまではいえず」などと不承不承ながら許可の方針へ態度を翻さざるを得なかったことなどからも明白である。

このほか、申立人には、宗教家への暴行、不当な便宜供与の依頼、他の被収容者への伝言依頼等、洗礼式を実施し参加を許すことが刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずる具体的な蓋然性を指し示すような挙動があったとは、証拠上全く認めがたい。

結局、管理運営上の支障云々は事実の基礎を欠き、抽象論の域を出ない。

カ 結局、申立人が当初にした山形刑務所内において洗礼式を実施し参加することへの許可の願出に関し、前所長がした不許可の判断過程は、考慮すべき事項を考慮しなかった等社会通念上著しく妥当を欠き、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものであって、不許可が「刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合」

(法68条2項)の制限要件を充たしたものとは認められない。

よって、前所長が申立人に対し、2023年5月、法68条2項に定める要件を欠くのに申立人の願出を不許可とした行為は、違法であって、ひいては、申立人が山形刑務所内で実施される洗礼式に参加し、洗礼を受けてカトリックの信徒となる自由(憲法上及び国際人権水準上の人権)を侵害したものである。

(4) 申立人が儀式において聖体拝領を受ける自由を侵害されたこと

ア カトリック信者にとって、聖体拝領は、前記(1)ウのとおり、信徒の信仰確認のため必要不可欠な儀礼であり、洗礼と同様、個人の信仰を実現して尊厳ある生きかた(日本国憲法13条前段)を図ることと密接に関わる重要な事項である。

また、被収容者が人権享有主体であること、移動の制限から、自らの意思により教会に赴いて宗教上の儀式に参加することができないことは、前記(2)イのとおりである。

したがって、被収容者が内心の信仰の外部的発露として、刑事施設内で実施される集団教誨又は個人教誨(ミサ)において、聖体拝領を受ける自由(宗教的行為の自由)は、信教の自由(憲法20条1項)の一内容として保障される。また、国際人権水準においても、これらが「宗教の自由」(自由権規約18条1項)の保障内容に含まれることは当然である。

イ 前記(3)ウと同様、刑事施設において、被収容者の市民的自由に対する制限が必要かつ合理的なものとして是認されるかどうかは、その目的のため制限が必要とされる程度と、制限される自由の内容及び性質、これに加えられる具体的制限の態様及び程度等を比較衡量して決すべきものと解される。

被収容者が刑事施設内で実施される集団教誨又は個人教誨(ミサ)への参加において聖体拝領を受ける場合、ごく形式的に見るならば、宗教家と被収容者との間の飲食物差入れとして、広い意味での外部交通に含まれると解する余地はある(刑訴法39条、80条、81条参照)。そのため、飲食物の授受は、拘禁の目的や刑事施設管理の目的との関係から一定の制約を受け得る。しかし、聖体拝領がカトリック信徒の信仰確認のため必要不可欠な儀礼で、個人の信仰の核心に関わる重要な事項である上、ミサ以外の他の機会に聖体を拝領する方策は存しないため、これを制限すれば、被収容者が聖体拝領の機会を絶たれることとなる。

したがって、被収容者が刑事施設内で実施される集団教誨又は個人教誨(ミサ)において、聖体拝領を受ける自由(宗教的行為の自由)への制約は、刑事施設の規律及び秩序、矯正処遇の適切な実施その他管理運営において支障を生ずる具体的な蓋然性があると十分な根拠に基づいて認められ、そのため差入れを制限することが必要かつ合理的であると認められる場合に限り、例外的に許容されるに止まると解すべきである。

ウ　ところで、法は、被収容者の私物（被収容者が事実上支配し、物理的に刑事施設内にある金品であって、刑事施設の長から支給・貸与された物以外の物をいう。）の内「被収容者に交付するため当該被収容者以外の者が刑事施設に持参し…た物品」（法４４条３号）の取扱いに関し、刑事施設の職員による検査を経て、刑事施設に受け入れることができないものは差入人に引き取らせ（法４６条１項柱書、各号）、他方、被収容者が摂取することができるものは、被収容者が交付を拒まない限り、被収容者に引き渡す（法４７条１項柱書、２号）こととしている【前掲林・１５８頁以下、特に１６８頁～１７５頁】。

しかし、本件では、以下のとおり、前所長がした差入れ・引渡しの制限は、法４６条１項柱書の要件をいずれも充たすものではない。

(ア) 被収容者に交付することにより、「刑事施設の規律及び秩序を害するおそれ」があるものであるとき（法４６条１項１号）

同号は、「刑事施設の規律及び秩序を害するおそれ」の有無を刑事施設の長の裁量判断に委ねている。したがって、刑事施設の長がした１号該当性判断については、社会通念上著しく妥当を欠き、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したと認められる場合に、要件を欠き違法となる。

そして、同要件該当性の判断過程における考慮事項審査に当たっては、聖体拝領が信徒個人の信仰確認において重要なものであることに鑑みると、刑事施設の規律及び秩序の維持に支障を生ずる具体的な蓋然性があると十分な根拠に基づいて認められ、そのため差入れを制限することが必要かつ合理的であると認められる場合でなければ、刑事施設の長の判断は、社会通念上著しく妥当を欠き、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものと認められ、同号の制限要件を充たさない。

聖体拝領が信徒個人の信仰確認において重要なものであることは、既に指摘したとおりで、これは個人の人格的尊厳に密接に結びつく重要な事項として重く考慮すべきである。

ところで、刑事施設における聖体の秘跡（聖体拝領）に当たっては、宗教家が持参した「ホスチア」（聖体拝領のためのパン）やぶどう酒に見立てたジュースが用いられる。信徒である申立人は、山形刑務所立会職員の監視の下、教誨室内において、宗教家からごく少量のパン・飲料（飲食物）を交付され、即時その場でこれを口にして身体に摂取することが想定されていた。他方、教誨室外への持出し、教誨室外での摂取、他の被収容者への受渡し等は、いずれも想定しようがない（これを看過する危険があるというならば、立会職員の監視がそもそも意味をなさないということになる。）。したがって、聖体拝領のための差入食料品が教誨室外に持ち出され、申立人自身が教誨室外で摂取したり、他の被収容者に受け渡したりするというような刑事施設の規律及び秩序の維持への支障は、いずれも抽象論に止まる。

また、このほかにも、真摯な信仰を有する申立人及び宗教家に、刑事

施設の規律及び秩序の維持に支障を生ずる具体的な蓋然性を指し示すような挙動があったとは、証拠上一切認めることができない。

したがって、前所長がした1号を理由とする差入れ・引渡しの拒絶判断過程は、考慮すべき事項を考慮しなかった等社会通念上著しく妥当を欠き、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものであって、1号の制限要件を充たしたものと認められない。

- (イ) 親族以外の差入人が受刑者に物品を差し入れる場合であって、その受刑者に交付することにより、「その矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれ」があるものであるとき（法46条1項2号）

同号は、「矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれ」の有無を刑事施設の長の裁量判断に委ねている。したがって、刑事施設の長がした2号該当性判断については、社会通念上著しく妥当を欠き、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したと認められる場合に、要件を欠き違法となる。

被収容者の権利自由の重要性に鑑みると、矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれの有無の判断に当たっても、支障を生ずる具体的な蓋然性があると十分な根拠に基づいて認められ、そのため差入れを制限することが必要かつ合理的であると認められる場合でなければ、刑事施設の長の判断は、社会通念上著しく妥当を欠き、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものと認められ、同号の制限要件を充たさない。

この点、聖体の秘跡（聖体拝領）は、信徒にとっては、自らの信仰を確認し人格的尊厳ある宗教生活を送る上では不可欠な儀礼であるところ、申立人が自らの意思で拝領を望んでおり、拘禁生活の心情の安定に資するものであるから、矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれが抽象的にせよあるとは認めがたい。他方、前記(ア)の各事情に照らしても、申立人の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるような他の事実は、証拠上認められない。

したがって、前所長がした2号を理由とする差入れ・引渡しの拒絶判断過程は、考慮すべき事項を考慮しなかった等社会通念上著しく妥当を欠き、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものであって、2号の制限要件を充たしたものと認められない。

- (ロ) 自弁物品等以外の物品であるとき（法46条1項5号）

宗教家の差入れ物品である「ホスチア」（聖体拝領のためのパン）やぶどう酒に見立てたジュースは、「食料品及び飲料」として自弁物品等（法41条1項2号）に該当するから、5号要件には当たらない。

- (エ) 保管に不便なもの、腐敗滅失のおそれあるもの、危険を生ずるおそれあるもの（法46条1項6号、法45条1項1号～3号）

宗教家の差入れ物品である「ホスチア」（聖体拝領のためのパン）やぶどう酒に見立てたジュースは、宗教家が儀式の日に持ち込んだもので、かつ、前記(ア)のとおり、信徒である申立人が山形刑務所立会職員の監

視の下、教誨室内において、宗教家からごく少量のパン・飲料（飲食物）を交付され、即時その場でこれを口にして身体に摂取することが想定されていたから、保管の不便・腐敗滅失・危険等により管理運営上支障を来すとは認められない。したがって、6号要件を充たさない。

エ また、法は、差入物品が法46条1項柱書各号の各制限事由に該当しない場合であっても、差入人による金品の交付につき、刑事施設の過大な事務負担を避けるため、刑事施設の管理運営上「必要な」制限をすることができるものと定めている（法51条）。制限のありかたとしては、①差入れの手續や量（申出の日及び時間帯、差入物品の種類ごとの数量）、②指定事業者からの購入への限定（規則21条1号イロ、2号）などが想定されている。他方、差入人による被収容者に対する金品の交付については、「この節に定めるもの」（法46条1項等の定めによる制限）のほか、規則21条の制限以外の制限をすることはできない【前掲林・200頁】。

本件では、次のとおり、前所長がした差入れ・引渡しの制限は、法51条の要件を充たすものでもない。

刑事施設の管理運営上「必要な」制限かどうかは、刑事施設の長の裁量判断に委ねられている。したがって、必要性の該当性判断は、社会通念上著しく妥当を欠き、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したと認められる場合に、要件を欠き違法となる。

そして、必要性要件該当性の判断過程における考慮事項審査に当たっては、聖体拝領が信徒個人の信仰確認において重要なものであることに鑑みると、刑事施設の管理運営に支障を生ずる具体的な蓋然性があると十分な根拠に基づいて認められ、そのため差入れを制限することが必要かつ合理的であると認められる場合でなければ、刑事施設の長の判断は、社会通念上著しく妥当を欠き、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものと認められ、同要件を充たさないと解すべきである。

本件では、先に前記ウ(ア)で述べたとおり、信徒である申立人は、山形刑務所立会職員の監視の下、教誨室内において、宗教家からごく少量のパン・飲料（飲食物）を交付され、即時その場でこれを口にして身体に摂取することが想定されていた。他方、大量の物件がバラバラに持ち込まれるなどして山形刑務所の事務負担が増すことは考えられなかった。したがって、刑事施設の管理運営への支障は、抽象論の域を出ず、差入れ・引渡しを制限する必要性の基礎を欠いたというほかない。

したがって、前所長がした51条を理由とする差入れ・引渡しの拒絶判断過程は、考慮すべき事項を考慮しなかった等社会通念上著しく妥当を欠き、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものであって、必要性要件を充たしたものとは認められない。

オ なお、本件では、前所長自身は、委員会の質問に対し、宗教家が持参した「ホスチア」（聖体拝領のためのパン）やジュースが受刑者に対す

る食料品の差入れに当たると判断し、立会職員をして、申立人にそれらの飲食を禁じさせた根拠法条について「…法第68条第2項である。」と誤って回答した。そもそも、このような適用法条の誤りをする事自体、前所長が差入れ制限の当時、形式的根拠の検討すら怠っていたことを示す証左というほかない。

カ 結局、宗教家が持ち込んだ聖体拝領の物件に関し、申立人への差入れとみるにしても、そもそも、法定の制約根拠たる事由の存在を認めることができない。

よって、前所長が申立人に対し、2023年11月20日（月）、法定の要件を欠くのに、宗教家が持参した聖体拝領のための「ホスチア」（聖体拝領のためのパン）やジュースが受刑者に対する食料品の差入れに当たると判断し、立会職員をして、申立人にそれらの飲食を禁じさせた行為は、違法であって、申立人が儀式において聖体拝領を受ける自由（憲法上及び国際人権水準上の人権）を侵害したものである。

7 結論

よって、当会は、貴職に対し、山形県弁護士会人権擁護委員会事件処理規則9条1項、8条6号に基づき、主文1項(1)(2)のとおり各人権侵害があったとの委員会の判断結果を伝達すると共に、山形刑務所を始め矯正行政全体に対し、各人権侵害の救済措置として、今後、刑事施設被収容者が洗礼その他個人の信仰にとって重要な事項の願出をしたときは正当な理由なく願出を拒絶することのないよう、また、刑事施設被収容者の信教の自由に特に配慮し、信仰との関連性を慎重に考慮して、宗教上の儀式をみだりに妨害することのないよう、主文2項において勧告するものである。

8 付言事項

申立人は、2023年5月、前所長から、自己がした洗礼式の実施・参加への願出につき不許可と告知された際のことに、単独室の「ドアがノックされ開けられて正面に座るように言われ」た、「座わると、教育の責任者と思われる女性から『貴方から3月に出席された個人教誨（の願出）については不許可となりました』と告知され」た、「その後ドアが閉められ、理由等の一切説明は」なかった、「大きなショックを受け、その後…体も不調が続き夜も眠れない日々で」あったなどと陳述している。

また、2023年7月、宗教家から、前所長が方針変更を告知した旨を耳にしたものの、「時すでに遅しの感で、嬉しさは」なく、その後「10月…の面会で（宗教家から）11月20日（月）に洗礼式が予定されると聞き少しほっとした」などと述べている。

前所長が理由なく不許可をし、その後に方針を二転三転させたことによって、拘禁中かつ高齢の申立人が真摯な信仰の実現を翻弄され、入信を妨害された。さらに、洗礼式が実施し、参加することができたとはいえ、聖体拝領のための

パン・飲料を口にすることすら許されず、自らの信仰を確認することを妨害された。

前所長がした一連の行為により、申立人が個人の宗教的人格の尊厳を害され、大きな精神的打撃を受けたであろうことは、察するに余りある。

よって、矯正行政におかれては、申立人に対し、真摯に向き合って陳謝すると共に、二度とこのような事案を生じさせないよう再発防止に努められたく、末尾にて付言する。

以 上